

第 23 回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会	参考 資料 1
令和 5 年 6 月 26 日	

「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」開催要綱

1. 趣旨

全国どこでも質の高い医療を受けることができるようがん医療水準の均てん化を推進するため、平成 17 年（2005 年）7 月に「地域がん診療連携拠点病院のあり方に関する検討会」を開催し、指定要件等について検討を進め、平成 18 年（2006 年）2 月に「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」を策定した。

その後、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）及び同法に基づく「がん対策推進基本計画」（平成 30 年 3 月 9 日閣議決定）により、総合的かつ計画的にがん対策を推進しているところ、令和 4 年（2022 年）8 月、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」からの提言を踏まえ、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日健発 0801 第 16 号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）を策定した。

厚生労働省健康局長は、局長通知に基づくがん診療連携拠点病院等の指定に係る検討を行うため、本検討会を開催する。

2. 検討事項

局長通知に示す指定要件の充足状況の検討及びがん診療連携拠点病院等の適切な運営を行うために必要な内容等。

3. 構成員等

- （1）本検討会の構成員は、名簿に記載の構成員により構成する。
- （2）構成員の互選により座長を置き、座長は本検討会を統括する。
- （3）座長に事故があるときは座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- （4）必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

4. 構成員の任期等

- （1）構成員の任期は 2 年とする。
- （2）構成員は再任されることができる。

5. 検討会の運営等

- (1) 本検討会は、厚生労働省健康局長が別紙の構成員に参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の庶務は、健康局がん・疾病対策課において行う。
- (3) 検討会は、原則公開するとともに、議事録を作成・公表する。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等はこの限りではない。また、座長が必要と認めた際には、電子メール等の手段により構成員の意見を集約するなどの持ち回り開催を行うことができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。

「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」構成員名簿

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 泉 並木 | 一般社団法人日本病院会 副会長 |
| 伊藤 伸一 | 一般社団法人日本医療法人協会 会長代行
(社会医療法人大雄会理事長) |
| 唐澤 久美子 | 東京女子医科大学 放射線医学講座放射線腫瘍
学分野 教授・基幹分野長 |
| 黒瀬 巖 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 藤 也寸志 | 独立行政法人国立病院機構九州がんセンター
院長 |
| 成田 友代 | 東京都福祉保健局技監 |
| 村本 高史 | サッポロビール株式会社 人事部
プランニング・ディレクター |
| 横川 史穂子 | 地方行政独立法人長野市民病院 がん相談支援
センター 看護師長 |

(五十音順・敬称略)